

兵庫県保険医協会尼崎支部・第77回医療と福祉を考える会

寝たきりを防ぐ ロコモーショントレーニング

兵庫県保険医協会尼崎支部
支部長 八木 秀満

骨、関節、筋肉など身体を動かす仕組みを運動器といいます。運動器である足腰の働きが衰えたら、暮らしの中での自立度が低下します。運動器の障害により、要介護になる危険性の高い状態を「ロコモティブシンドローム」と呼びます。略称、ロコモです。

将来寝たきりにならないように足腰を鍛えましょう。ロコモの予防体操、ロコトレをしましょう。

ひとりひとりの状態にあわせたトレーニングの方法をお伝えしたいと思います。

一緒に軽い運動をしますので、運動のできる服装でおいでください。

皆様のご参加をお待ちしています。

(わたや整形外科 綿谷 茂樹)

「医療と福祉を考える会」は、医療や看護・介護に関わる方々に職種に関わりなくお集まりいただき、話題提供をもとにざっくばらんに話し合い、学習する場として開催しています。お気軽にご参加いただきますようご案内申し上げます。

お申し込みは、下記にご記入の上、FAX(078-393-1802)まで。

▶日時 10月7日(木) 18時30分～20時30分

▶会場 尼崎市中小企業センター 401号室

TEL:06-6488-9501(阪神尼崎駅より徒歩5分)

▶講師 わたや整形外科 綿谷 茂樹 先生

▶参加費 無料



※お問い合わせは、協会事務局 長澤・荒川・駒ヶ嶺(TEL078-393-1803)まで

(切りとらずに返信してください)

【FAX送状】078-393-1802

第77回医療と福祉を考える会(10/7)

参加者氏名	職種

地区() 医療機関名()
TEL()

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

314号

2010年9月25日付

〒660-0055 尼崎市稲葉元町2-11-10 八木クリニック内
兵庫県保険医協会尼崎支部 TEL06-6417-6600 FAX06-6417-6011

県立尼崎病院と塚口病院の統合再編問題

塚口病院の跡地に有床医療機関を

- 県塚の会が県に申し入れ

県立塚口病院の充実と尼崎市及び阪神地域の医療を考える会(県塚の会 代表・畠中正昭支部幹事)は9月9日、県に対し県立尼崎病院と塚口病院の統合再編に関する申し入れを行った。同会副代表の綿谷茂樹副支部長が参加。県側は、前田盛病院事業管理者、山本病院局長らが対応した。



申し入れをする綿谷茂樹副支部長(奥右から2人目)

県は、新病院建設を柱とした「尼崎病院と塚口病院の統合再編基本構想」を今年2月に決定し、今年度中に新病院の立地場所の選定と基本計画

を作成するとしているが、立地場所ははまだ決定されていない。綿谷副代表は、「塚口病院がなくなると完全な医療空白地域が生まれる。跡地には有床の医療機関を必ず設置してほしい」と訴えた。

申し入れでは、①新病院建設の基本構想の完全実施②両県立病院の跡地に県の責任で最低200床の医療機関を設置③塚口病院の産婦人科医、麻酔医など人員体制の確保などを求めた。とくに、塚口病院の常勤の産婦人科医が10月から3名に減ることから、早急に人員体制を確保するよう要請した。

県は、「新病院建設については基本構想をもとに調整をすすめている」とし、塚口病院の産婦人科医について「他の県立病院や大学病院から医師の派遣を受けるなど影響がでないよう対応している」と述べた。

「県塚の会」個人会員を募集しています!

ご協力いただける方は、協会事務局までご一報ください。年会費は1千円/1口です。

募金も受け付けております。お振込は下記まで。

振込先: ゆうちょ銀行(普)口座番号: 40636131 名義人: 徳田 稔(トクダ ミル)

尼崎社保協

国民健康保険法第44条に関して尼崎市に申し入れ

国保法第44条に基づいて、尼崎市では、国保加入者に特別な理由(様々な災害での損害や、失業などによって収入が著しく減った場合など一時的にその生活が困難となった状況)があり医療機関に支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合に、その一部負担金を3ヶ月に限り減額、免除、徴収猶予を行う制度がある。

この間、申請した患者が「実収入月額」の計算で、実施要項の適用基準に満たないという理由で減免申請が不承認とされた。実施要項では、生活保護法規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額が適用されるとしながら、市は、生活保護では必要経費とされる社会保険料(または国民健康保険料)・介護保険料、市民税・県民税が、一部負担金の減免申請では含まれないという見解を出した。この見解に対して患者は再審査請求を提出している。

社保協は、要項の記載が曖昧であること、他市では国保料や市・県民税が必要経費として実収入額に反映されていることから、要項の改善を求める申し入れを行った。また、尼崎市では減免申請の制度が発足し5年になるが、1件しか認定されていない事実を示し、適用基準、適用条件が厳しいこと、制度について市民に周知する業務を怠っていること、相談者に対しての窓口対応が不誠実であることなどの改善を求めた。

「実収入月額」計算での必要経費について、国保課担当者は「当初生活保護課と調整した中では必要経費に含まれないと判断したが、再審査請求が出され再調査した結果、必要経費であると明確化されていたことがわかった。判断が間違っていた」と述べ陳謝し、申請者に対しては再度弁明書を送付するとした。

また制度の「適用基準」や「条件」については、「9月末までに国から一定の基準が発表されるので、阪神間の他市の状況も把握しつつ検討を加えたい」とした。窓口対応については、「研修の徹底などで改善をはかっているほか、申請についてのチラシを作成し、希望者には配布している」とした。

社保協は、国保法第44条は要項で運用でき、制度の「適用基準」などの要項は国保課で変更可能であることから、憲法25条(生存権)の立場で執行すべきであること、また、市民への周知徹底方法としてはホームページなどでの啓蒙はすぐにでも可能であることから、早急の改善を再度強調した。

続けてます!



「高く払えない」と署名する男性

「国保料引き下げ」街頭宣伝を実施

尼崎社保協は、9月11日に阪神尼崎駅前国保料引き下げを求める街頭宣伝を実施し、14人が参加。

「県下一高い国保料の引き下げを」との呼びかけに、「保険料が高くて生活が苦しい」「年金から天引きしないで」と多くの市民が署名に応じ、1時間で93筆の署名が集まった。

署名では国庫負担の引き上げ、減免制度の拡充など求めている。

第440回 幹事会だより

8月27日(金)於 塚口「SATSUMAYA dainig」 参加:7人

- 尼崎支部の会員数と組織率
8/26現在 医科380人(83%)、歯科135人(52.5%)
- 医療をめぐる情勢と運動対策
国保料、県立病院の統合再編問題、受診抑制調査、患者署名、ラジオ関西出演等について意見交換した。
- 当面の支部活動
10月7日(木)に第77回医療と福祉を考える会、12月2日(木)に第78回医療と福祉を考える会を18:30から中小企業センターで開催予定。
- 次回の幹事会
9月24日(金)20時から武庫之荘・「かじ井」で開催予定。
会員の先生はどなたでもご参加いただけます。お問い合わせはTEL 078-393-1803 長澤まで。

尼崎社保協 2010年総会記念

—医療・福祉を語るつどい—

「民主党政権のもとで社会保障はようになる? どう闘うか!」



講師 小池 晃 氏

医師、全日本民医連前理事
日本共産党政策委員長、前参議院議員

国保、年金、介護保険、障害者、生活保護は?
保育所、公立病院、アスベスト、公害対策は?

日時 10月2日(土)
午後2時45分~5時

場所 尼崎労働福祉会館
大ホール

参加費 無料

主催 尼崎社会保障推進協議会

連絡先 尼崎医療生協(担当 榎並) 06-6436-9500

